

平成23年度事業計画・予算を承認

国保だより

建設職能会館内
TEL 3260-6441
FAX 3260-7534

保険料は今年度も据置き

法令遵守体制を整備

国保組合は2月25日、新宿区市ヶ谷の建設職能会館で通常組合会を開き、平成23年度事業計画、5年連続となる保険料の据置き、今年度から新設されたインフルエンザ予防接種補助金を含む予算案、法令遵守体制の整備に関する基本方針などを審議し、いずれも原案通り承認された。

組合会は、午後2時から議員20名と理事・監事の出席により開かれ、野口理事長の挨拶に続き、小山孝司議長（東京瓦事業協同組合）により、「組合規約の一部改正について」、「平成23年度事業計画について」、「平成23年度予算案について」、「法令遵守体制の整備

規約改正 法令遵守担当理事の設置

組合規約を一部改正し、理事のうち1名を法令遵守（コンプライアンス）担当理事とし、「法令遵守体制の整備

に関する基本方針」について審議が行われた。この承認を受けることとなった。

これは、先頃問題となった、国保組合の規約に定められた以外の職種の人の不適正加入や、法人でありながら個人事業所と偽り、厚生年金への加入と健康

保険の適用除外承認を

◆被保険者数

組合員	4,327人
家族	5,908人
計	10,235人

(3月末現在)

インフルエンザ予防接種の費用を補助します

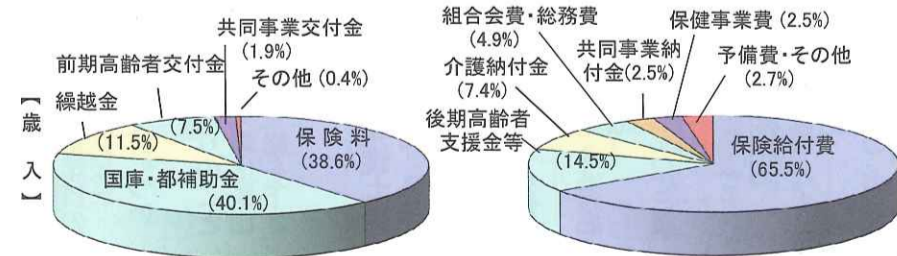
今年度からの新規事業として、インフルエンザ予防接種を受けた方にその費用の一部を補助します。接種日において当組合の資格のあるすべての方（後期高齢者医療制度適用の組合員を含む）が対象で、インフルエンザ接種の種類は問いません。一人あたり、年度内一回までで3千円（ただし接種者が小学生以下であって、2回に分けて接種する方法で、

※補助金の申請は「インフルエンザ予防接種補助金申請書」に必要事項を記入し、領収書の原本（インフルエンザ予防接種であること・金額・接種日・医療機関名・接種者がわかるもの）を添付して所属支部へ提出してください。

今秋から

平成23年度予算(総額30億1465万7千円)

保険料	11億6268万3千円 (38.6%)	組合会費・総務費	1億4899万1千円 (4.9%)
国庫補助金	10億7644万8千円 (35.7%)	保険給付費	19億7444万9千円 (65.5%)
都補助金	1億3266万7千円 (4.4%)	後期高齢者支援金等	4億3508万7千円 (14.5%)
前期高齢者交付金	2億2802万7千円 (7.5%)	介護納付金	2億2279万3千円 (7.4%)
共同事業交付金	5684万2千円 (1.9%)	共同事業納付金	7580万1千円 (2.5%)
繰越金	3億4601万1千円 (11.5%)	保健事業費	7623万1千円 (2.5%)
その他	1197万9千円 (0.4%)	予備費・その他	8130万5千円 (2.7%)



平成23年度国保保険料(月額)

1 医療給付費分及び後期高齢者支援金分(据置)

組合員	区分	都内居住者	都外居住者
	30歳以上	15,200円	17,200円
家族	25歳以上30歳未満	11,000円	13,000円
	20歳以上25歳未満	8,000円	10,000円
	20歳未満	5,000円	7,000円
1人につき(後期高齢者組合員の家族も含む)		4,300円	4,700円

*家族は4人まで賦課、5人目からは無料。
*組合員の年齢は毎年度4月1日現在で判断します。

2 介護納付金分(据置)

区分	介護保険第2号被保険者	都内・都外居住者
40歳から64歳	組合員・家族とも上記1の保険料に加算	2,000円(1人につき)

*1日に満40歳になる場合は、誕生日の前月から納付します。

3 後期高齢者組合員(据置)

区分	後期高齢者医療制度適用組合員	都内・都外居住者
75歳以上	後期高齢者医療制度に移行後、被保険者ではない組合員として組合員資格を継続した場合	500円(1人月額)

高齢受給者証が更新されます

前期高齢者(70歳~74歳)の方が現在お持ちの高齢受給者証は、本年7月31日で有効期限が切れます。本年8月1日から1年間有効の高齢受給者証の交付にあたっては、受診の際、窓口で支払う一部負担金の負担割合を再判定する必要があることから、該当する方の所得を確認するため次の①~③のいずれかの確認書類を提出していただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。なお、更新についてのご案内は6月中旬頃に所属支部組合を通じてお送りいたします

所得確認(提出)書類	所属年度	区分
① 区(市町村)民税・都(県)民税納税通知書(普通徴収)(写)	23年度	事業所得者
② 区(市町村)民税・都(県)民税特別徴収税額通知書(特別徴収)(写)	23年度	給与所得者
③ 区(市町村)民税・都(県)民税課税(非課税)証明書(写)	23年度	非課税者

被保険者証の裏面がかわりました。平成23年4月1日付で被保険者証が一斉更新されました。改正臓器移植法が全面施行されたことにより本年度から被保険者証の裏面が変更になっています。(下図)これは臓器提供に関する個人の意思を尊重するため、記入は任意となっております。

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。

備考 ※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を巡んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【特記欄】
署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

東京建設職能国民健康保険組合
〒162-0843 東京都新宿区市ヶ谷町2-26 電話 03-3260-6441

高齢者医療制度が発足し、医療分保険料が後期高齢者支援金分とに分割されたが、保険料総額は変わっていない。被保険者の激減につなげた後期高齢者医療制度だが、皮肉にも財政的にはプラス要因となり、平成18年度に改定して以降、5年連続で保険料値上げを回避した。

なお、新証は平成24年3月31日まで有効ですが、保険料の滞納等がある場合は有効期限を短縮した「短期被保険者証」が交付されている場合もあります。

◆事務局人事異動
3月31日を以て白神常務理事(70歳)が一人上の理由により退職しました。

4月1日より能勢亜莉寿(のせありす)さんが入局しました。今春女子大を卒業したフレッシュな新人です。よろしくお願ひします。

- | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|--------------|------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| 代表者 黒川 修 | 代表者 安東 久子 | 代表者 柳田 孝光 | 代表者 石井庄四郎 | 代表者 黒田 國男 | 代表者 植島 清春 | 代表者 谷田川良一 | 代表者 江東板金組合 | 代表者 田無保谷建設組合 | 代表者 城南建設組合 | 代表者 東調布建設組合 | 代表者 小岩建築協同組合 | 代表者 東京造園業組合 | 代表者 代々木建設組合 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|--------------|------------|-------------|--------------|-------------|-------------|